

令和 8 年 度

六ヶ所村電子入札システム導入業務委託

仕 様 書

六 ヶ 所 村

第1章 基本事項

1 業務名称

六ヶ所村電子入札システム導入業務委託

2 履行場所

六ヶ所村大字尾駸字野附地内

3 業務目的

本業務は、六ヶ所村（以下、「本村」という。）の入札・契約事務における公平性・透明性確保の一層の促進、事業者に係る事務負担の軽減を目的とし、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）と一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下「SCOPE」という。）が共同開発した電子入札コアシステム（以下「コアシステム」という。）を利用し、電子入札を実施するため、電子入札システム（以下「本システム」という。）の導入及び本システムサービスの提供を受けるものである。

4 業務概要

本業務は、次のとおりとする。

（1）六ヶ所村電子入札システム導入業務委託（システム構築）

ア 本システムの初期構築作業

- ・ネットワークや端末設定等のシステム利用環境の整備
- ・システムの初期セットアップ
- ・操作テストの実施

イ 本システムの提供

ウ 本システムの運用・保守

エ システム導入に係るプロジェクト管理

オ システム導入に係る例規等の改正支援

カ 説明会の開催支援

（2）本システムを用いた試験運用の実施支援

5 履行期間

(1) 六ヶ所村電子入札システム導入業務委託（システム構築・試験運用）

- ・履行期間：契約発効の日の翌日から令和9年3月31日まで
- ・構築期限：電子入札システムの構築（システム利用の環境整備、初期セットアップ、操作テスト等を含む）は令和9年1月31日までに完了させるものとする。
- ・試験運用：令和9年2月から職員・事業者への研修及び準備を行い、令和9年3月中には実際に発注する本番の入札案件を数件、テストを兼ねて本システムを用いて執行・開札するものとする。

※導入するシステムの本格稼働日は令和9年4月1日とする。なお、当該システムについては、本稼働日から令和14年3月31日までの利用を予定しており、当該利用に係る契約については、本業務の検収完了後、利用開始までに受託候補者と別途契約を締結するものとする。

6 業務範囲

本業務はこの仕様書に記載する範囲とする。ただし、本仕様書に記載がない事項であって、本システムの導入・運用にあたり受注者が企画提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとする。本仕様書で特に負担者又は負担方法を定める場合を除き、全て受託者の負担で実施するものとする。

なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が必要な場合は、費用負担等を含め、本村及び受託者双方の協議の上、決定するものとする。

7 検収

六ヶ所村電子入札システム導入業務委託（システム構築・試験運用）の成果物納品にあたっては、令和9年3月までの試験運用及び動作確認をすべて終え、第2章2（7）に定める成果品を納品し、本村の検査・検収をうけなければならない。なお、次年度からの本サービス（本運用）にかかる検収は、別途締結する契約に基づくものとする。

8 支払条件

完成払いとし、完成日から 10 日以内に検収し、請求を受けた日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払うこととする。

9 基本要件及び前提条件

(1) 対象システム

対象システムは以下のとおりとする。

① 電子入札システム

電子入札システムはコアシステムをカスタマイズしたものとし、コアシステムの標準機能の提供が可能なものであり、また参加申請書等に添付するファイルの容量は 3 MB 以上であること。

② 入札情報システム

入札情報公開システムはコアシステムに含まれないため、受注者自らが官公庁に導入実績のあるシステムをベースに開発し提供するものとし、公開容量は 1 件あたり 15MB 以上とすること。

(2) コアシステムのバージョン

コアシステムのバージョンは V 6（脱 J A V A 版）以上を基準に運用することとし、J A C I C / S C O P E から改訂版の提供があったときは、速やかにバージョンアップに係る作業を実施すること。

コアシステムの改訂版の提供については、本業務の契約の範囲内で対応すること。

(3) 対応する入札方式

下記の①～③の発注区分において、ア～カの発注方式に対応すること。
また、(I) ～ (III) のその他条件を満たしていること。

○発注区分

- ① 建設工事：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- ② 建設関連業務：測量・建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務・地質調査業務をいう。

③ その他の業務：役務の提供及び物品の製造・購入をいう。

○発注方式

- ア 条件付き一般競争入札（事前審査型・事後審査型）
- イ 指名競争入札
- ウ 随意契約
- エ 公募型プロポーザル方式
- オ 指名型プロポーザル方式
- カ 総合評価落札方式

○その他条件

- （Ⅰ）上記以外にコアシステム標準搭載の発注方式について、必要に応じて利用可能なこと。
- （Ⅱ）最低制限価格及び低入札価格調査制度に対応すること。
- （Ⅲ）条件付き一般競争入札については、入札をする前に参加の意思を示す行為（参加申請）を行う方法の手続きに対応すること。
- （Ⅳ）予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格の公表時期の設定ができること。

（４）利用端末

現在、本村で使用している LGWAN 接続系端末を利用できること。

LGWAN 接続系端末の主な構成は以下のとおりである。

OS	Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge
オフィスソフト	Microsoft Office 365
IC カード及び IC カードリーダー	本村にて別途調達

※契約期間中に動作環境が変更となり、本村利用端末に設定変更が必要な場合は、その支援を行うこと。

（５）ネットワーク要件

- ①WEB ブラウザで動作するクラウド型システムとし、主要な環境は、受注者が保有するデータセンター、又は本村と同等規模以上の自治体向けに

サービス提供実績のあるパブリッククラウド環境に構築し、SSL 暗号化等のセキュリティ対策を行った上で LGWAN 回線を通じ利用可能であること。(職員用端末はセキュリティ対策のためインターネット回線と接続不可である点に留意すること)

②入札参加者より提出される内訳書等の添付ファイルをインターネットより LGWAN に受け渡す際は、セキュリティ対策として、「ファイル無害化処理」等の確実な対策をシステム内で実施すること。

(6) 電子認証について

- ・職員側：地方公共団体組織認証基盤 (LGPKI) の電子証明書に対応すること。
- ・事業者側：コアシステムに対応する民間電子認証局発行の「IC カード (電子証明書)」による認証連携に対応すること。

(7) 事業実施体制

受注者は、本業務実施にあたって必要な体制を整え、主任担当者及び主任技術者をそれぞれ 1 名ずつ配置すること。なお、主任担当者と主任技術者は兼務することができるものとする。

(8) 事業スケジュール

受注者は、サービス利用開始後も含めた全体スケジュールを作成し、本村に対して計画工程表を提出すること。

第2章 システム導入について

1 システム機能要件

(1) 本システムの機能要件については、別紙「機能要件一覧表」の機能が利用可能であること。若しくは、多機能、カスタマイズ及び運用提案等により、代替機能の提案が可能であること。

(2) コアシステムの標準機能が提供可能であること。

(3) 契約締結後に、受注者が対応可能とした要件、提案した事項について、虚偽が発覚した場合や提供が不可能となった場合は、契約を解除するとともに指名停止措置を課すことがある。

2 本システムの初期構築作業

受注者は、本システムの初期構築作業にあたり、以下の作業を実施すること。

(1) 概要説明等

- ①システムサービスの概要説明を行うこと。
- ②システム操作マニュアルを作成し提供すること。
- ③システムサービスを利用するために必要なデータ等（例規改正を含む）や準備作業に関する説明を行うこと。
- ④システム導入に係る例規改正に適切な事務支援を行うこと。

(2) データチェック等

- ①システムサービスを利用するために必要なデータ等（例規改正を含む）の準備等にあたって、様式の提供等の支援を行うこと。
- ②本村から提供されたデータ等（例規改正を含む）について確認作業を行い、修正に関する支援を行うこと。

(3) システムセットアップ

- ①組織名称の登録および、本村が提供するロゴマーク等のシステムへの配置・セットアップ
- ②コードマスタ等セットアップ

- ③初期業者セットアップ
- ④本村職員が利用する端末のセットアップ
- ⑤その他、サービスを利用するために必要な環境の整備

(4) 説明会の開催支援

- ①本村で実施する事業者向け説明会について、説明会資料の作成及び開催会場への講師派遣（2名を想定）等の支援を行うこと。
- ②開催回数は午前1回、午後1回の合計2回とし、村内業者を対象として実施するものとする。
- ③1回あたりの説明会は2時間程度とする。
- ④説明会の開催場所、説明会にて使用するPC等の機器類は本村にて準備する。

(5) 操作テスト及び試行入札の実施

実際の電子入札を行う環境下において、システムの稼働状況を確認するため、操作テスト及び試行入札を以下のとおり実施すること。

- ①操作テストの事前打ち合わせの実施
- ②操作テスト・試行入札の実施計画の作成
- ③操作テストの概要説明
- ④模擬操作テストの実施

ア 本村が選定した業者参加のもと、過去の開札済み案件（若しくはテスト用に作成された案件）で数件実施するものとする。

イ 案件登録から入札・開札・結果の公表までの一連の流れを確認するものとする。

- ⑤本番案件による試行入札の実施

令和9年3月中に、実際に発注を行う本番案件（数件程度）を対象として、本システムを用いた実際の入札・開札・落札決定を試行するものとする。

- ⑥操作テストは、主任技術者が立ち合いの下、原則として、対象案件を同時に実施することを想定するものとする。実施の日程等は協議による。
- ⑦操作テスト結果報告書の作成及び提出

(6) 操作マニュアルの作成及び提供

発注者用及び入札参加者用の操作マニュアルを作成し提供すること。

(7) 成果物及び納入時期

六ヶ所村電子入札システム導入業務委託（システム構築）における成果物と納入時期は下表のとおりとする。

成果品名	部数	形態	納入時期
職員用操作マニュアル	1 部	電子ファイル	説明会実施時までに
入札参加者用操作マニュアル	1 部	電子ファイル	説明会実施時までに
操作テスト計画書	1 部	電子ファイル	操作テスト事前打ち合わせまでに
操作テスト結果報告書	1 部	電子ファイル	操作テスト終了後速やかに
導入支援業務完了報告書	1 部	電子ファイル	履行期限までに

第3章 次年度以降におけるシステムサービス提供要件

本章に定める要件は、令和9年4月1日以降に別途締結するシステム利用・保守契約において受託者に求める要件であり、本業務の価格に含めないものとする。ただし、プロポーザルの提案にあたっては、本章の要件を満たすシステム・体制であること、及び5年間の参考見積を提示すること。

1 組織・ユーザー管理

(1) 同時ログインユーザー数は、最大で5名を想定する。

(詳細な人数は発注者との協議で決定する。)

(2) 本システムを利用するユーザー（職員）について、ユーザー名、ID、パスワードを登録・修正・削除できること。

2 利用可能時間

各システムは、以下のとおり利用可能とすること。また、利用可能時間内についてのシステムサービス提供を保証すること。

① 電子入札システム（発注者）	8時00分～22時00分まで
② 電子入札システム（入札参加者）	8時00分～22時00分まで
③ 入札情報公開システム（発注者）	8時00分～22時00分まで
④ 入札情報公開システム（入札参加者）	8時00分～22時00分まで
⑤ 上記システムの運用管理（発注者）	8時00分～22時00分まで

※1 上記の利用期間は平日を想定しており、土日・祝日及び年末年始等はサービス停止としても差し支えないものとする。

※2 データのバックアップや定期メンテナンスは利用可能時間外に実施し、システム稼働に影響のないように努めること。

※3 受注者によるシステム標準時間が上記と異なる場合、利用可能時間に上記の時間帯が含まれていれば、システム標準稼働時間でのサービスを提供して差し支えない。ただし、利用可能時間内におけるシステムの監視体制および障害発生時の連絡体制を確保すること。

3 ヘルプデスクの設置

本村職員及び入札参加業者向けに、ヘルプデスクを設置すること

- ① 問い合わせについて、電話及び電子メールにて受付が可能であること。
- ② 受付時間は下記のとおりであること。

電話：土日・祝日及び年末年始等を除く平日の 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

電子メール：24 時間 365 日

※ 受注者による標準ヘルプデスク受付時間が上記と異なる場合、受付可能時間に上記の時間帯が含まれていれば、標準ヘルプデスク受付標準時間でのサービスを提供して差し支えない。

- ③ システムの操作以外にブラウザの設定などのパソコンの基本的な質問にも対応ができること
- ④ 本村職員及び入札参加業者からの問合せ内容及び回答内容を月ごとに一覧にまとめ、電子ファイルにて提出すること。

4 障害時の対応

システム障害が発生し停止した場合は、障害が発生した原因を解明し、本村へ復旧見込みを連絡した上で、原則 8 時間以内に復旧作業を完了させること。やむを得ず、これを超える場合には本村に連絡を行うこと。また、既に連絡した状況から変更がある場合についても、随時連絡を行うこと。

5 レスポンス保証

業務ピーク時でも以下の条件のレスポンスを保証すること。

・ 1 開札あたり 20 業者の参加案件に対して、IC カード使用による開札処理時間（一括開札処理から開札結果通知書の発行完了まで）は 10 分以内とする。ただし、本村のネットワーク回線及びインターネット回線の混雑状況等によりレスポンスの保証ができない場合については、別途協議するものとする。なお、遅延発生時、受注者は速やかに原因究明のためのログ解析等の調査を行い、本村へ報告すること。

6 セキュリティ対策

(1) 基本要件

- ①日本データセンター協会が制定する「データセンターファシリティスタンダードティア3以上」の基準項目に適合していること。
- ②洪水、高潮等の水害リスクに対し必要な対策が講じられていること。

(2) データセンターに関するセキュリティ及び対策

本システムサービスを提供するデータセンターにおいて以下の対策を講じていること。

- ①災害対策として、火災対策、地震対策、落雷対策、水害対策を講じていること。
- ②停電時の対策として、CVCF 装置/自家発電装置の対策を講じていること。
- ③空調、耐火設備、消火設備を有していること。
- ④防犯対策として、入退室管理、監視カメラ等の対策を講じていること。
- ⑤データセンターは日本国内に立地していること。

(3) データやシステムに関するセキュリティ

データ及びシステムに対する保護対策、又は外部からの脅威や脆弱性に対する対策（外部からの不正アクセスの防止・不正ファイル操作防止・不正持ち出し防止・ウイルス対策・SSL 通信等）を講じていること。

(4) 運用監視等に関するセキュリティ

- ①運用環境の稼働監視体制が整備されていること。
- ②重大な障害に対するリスク回避対策等の措置を講じていること。
- ③サービス提供するサーバー本体の故障時にも、他のサーバーにある環境に切り替えるなど運用を継続できること。

7 データの保管期間

電子入札システムに登録したデータは当年度を含めて3年度分をデータベースに保管すること。保管期間を経過したデータについては本村の承認をも

って削除すること。なお、本契約の終了時（事業者変更等を含む）において、受注者は本村の指示に従い、蓄積されたすべてのデータを本村が指定する形式（CSV 形式等）により、速やかに、かつ無償で引き渡さなければならない。

8 システム運用支援

本村の業務運用、システム運用の支援として以下の内容を実施すること。

- ①年度切替え時の作業について対応すること。
- ②組織機構改正等の作業について対応すること。
- ③FAQ の提供、更新を行うこと。
- ④本村の要請に基づき、または本業務の円滑な遂行の上で必要と判断した場合に、内容を把握した技術者を派遣し、対応すること。

9 システム保守

各システムの保守として以下の内容を実施すること

- ①制度改正への対応をとること
- ②オペレーティングシステム、ブラウザ、ミドルウェアの更新に速やかに対応すること。（脆弱性対応、動作環境、パッチ適用）
※コアシステムを提供する JACIC/SCOPE が対応、サポートしているものを保証すること。
- ③JACIC よりコアシステムの追加機能、変更機能モジュールが提供された場合は、本村と協議の上対応すること
- ④データのバックアップ及びリストア作業が必要な場合は対応すること。

10 意見・要望への対応

システムサービス運用開始後に発生するシステムへの意見要望について、可能な限り別途費用が発生しない要望実現の方策を提案すること

11 連絡体制

平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までにおいて、本村との間で本業務に係る連絡・調整等に迅速に対応可能な体制を整備すること。

上記の時間外において、本村が緊急に連絡調整を必要とする場合や障害発生時に、速やかに本村と連絡が取れる体制を整えておくこと。

12 成果物及び納入時期

六ヶ所村電子入札システムサービス提供業務（本運用）における成果物と納入時期は下表のとおりとする。

成果品名	部数	形態	納入時期
システム利用実績一覧	1 部	電子ファイル	毎月分を月末に締め、翌月 15 日を目途に提出
ヘルプデスク問合せ一覧 （発注者と入札参加者を区分すること）	1 部	電子ファイル	毎月分を月末に締め、翌月 15 日を目途に提出
各種マニュアル	1 部	電子ファイル	改訂の都度

13 受注者の運用保証期間

- （１）受注者は、サービス運用開始より最低５年間の運用を保証すること。
- （２）万が一、当該事業を撤退する場合には、本村への負担軽減を最大限に考慮し、他の電子入札サービス提供者への引継ぎを容易にできること。なお、受注者の都合により運用期間中にサービスを終了、または事業撤退する場合、次期システムへの移行に要する費用および損害はすべて受注者が負担するものとする。

14 その他

- （１）本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務の遂行に必要な事項は、都度、本村と協議を行い対応するものとし、疑義が生じた場合についても同様とする。ただし、本業務を遂行する上で当然に必要と認められる軽微な作業については、受注者の負担において対応すること。
- （２）電子入札サービス提供後、受注者の責任に帰すべき事由による不良箇所が確認された場合には、速やかに必要な措置を行うこととし、これに関する費用はすべて受注者の負担とする。
- （３）業務上知り得た秘密、入札参加業者等の情報については、本業務以外に使用することは断固として禁止し、守秘義務を厳格に遵守すること。
- （４）インターネット又は LGWAN 経由でシステムが利用できること。

LGWAN を利用する場合には、受注者側より提出される添付ファイルをインターネットより LGWAN に受け渡す際に、システム側においてファイルの無害化が可能であること。

- (5) コアシステムに対応する民間電子認証局発行の電子証明書に対応すること。本村については、LGPKI の電子証明書も利用可能であること。